

令和3年9月7日

学生及び保護者 各位

沖縄工業高等専門学校
学生課長 大城 光雄
(公印省略)

令和3年度日本学生支援機構給付奨学生[※]の在学採用(2次採用)の募集について(通知)

標記について募集しますのでご案内いたします。ついては、申請を希望する場合は、申請書類及び補足資料を配布いたしますので、令和3年9月24日(金)までに学生課学生係まで申出願願います。

記

1. 対象者

本科4、5年生、専攻科1、2年生

2. 資料請求

以下のいずれかの方法により申出願願います。

- ・返信用封筒(250円切手貼付)を同封の上、郵送で資料請求。
- ・学生課窓口(平日8:30~17:00)で受取(来校時はマスクを着用願願います)。

3. 資料請求後のスケジュール

(1) 資料配布(9月24日(金)までに学生課学生係へご連絡ください)

※上記期限後も申出可能ですが、確認書等の準備及びスカラネットの入力に時間を要しますので、お早めに申出願願います。

(2) 給付奨学金確認書等の提出日(10月1日(金)まで)

(3) 識別番号の受取、スカラネットの入力(10月14日(木)まで)

※資料請求の申出及び給付奨学金確認書等の提出が遅れた場合でも、スカラネットの入力は(3)の日付までに行う必要があります。

(4) マイナンバー提出書の提出(スカラネット入力後1週間以内(10月29日(金)まで)

※日本学生支援機構に直接提出願願います。

[日本学生支援機構 2021年度給付奨学金案内]等

※以下のURLの「**高等専門学校**」の項目をご確認願願ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

4. 留意事項

今期は、2021年度(2020年)分の収入状況により審査されます。

マイナンバーで取得できない情報がある申請者は、収入に関する証明書類等(給付奨学金案内)30~38ページが必要になります。提出締切は上記(2)のとおりです(学生係あて)。

問い合わせ先

学生課学生係

TEL 0980-55-4032

FAX 0980-55-4012

Email(係) : ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

「手続きの流れ」については裏面をご確認ください。

1. 対象者は、以下の基準を満たす者となります。

①学業成績等に係る基準（8ページ）

申請時点で最新の学業成績が次のいずれかに該当する必要があります。

ア. 学業成績が所属学科の上位1/2であること（4年生は評定平均3.5以上）

イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

※本科4年生以降に、成績不振により原級留置となったことがある場合は（一部例外を除く）、本制度にお申込みいただけません。

②家計に係る基準（給付奨学金案内9～11ページ）

ご提出いただくマイナンバーをもとに、日本学生支援機構が収入基準、資産基準を判定することで、3区分の支援区分（奨学金給付額+授業料減免額）が適用されます。

※【支給金額】高等専門学校（国立）の場合（14ページ）。

	【A】給付額（自宅通学）	【B】給付額（自宅外通学）	【C】授業料減免額
第Ⅰ区分	17,500円	34,200円	117,300円
第Ⅱ区分	11,700円	22,800円	78,200円
第Ⅲ区分	5,900円	11,400円	39,100円

※併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

第一種奨学金をすでに借りている場合、又は新規で同時申込する場合、現在の月額から減額又は増額されることがありますのでご注意ください。場合により、返金手続きが必要となることもあります（15ページの表を参照）。

なお、第二種奨学金（有利子）には、このような制限はありません。

※家計基準に基づく支援区分の試算は、「進学資金シミュレーター」より確認できます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

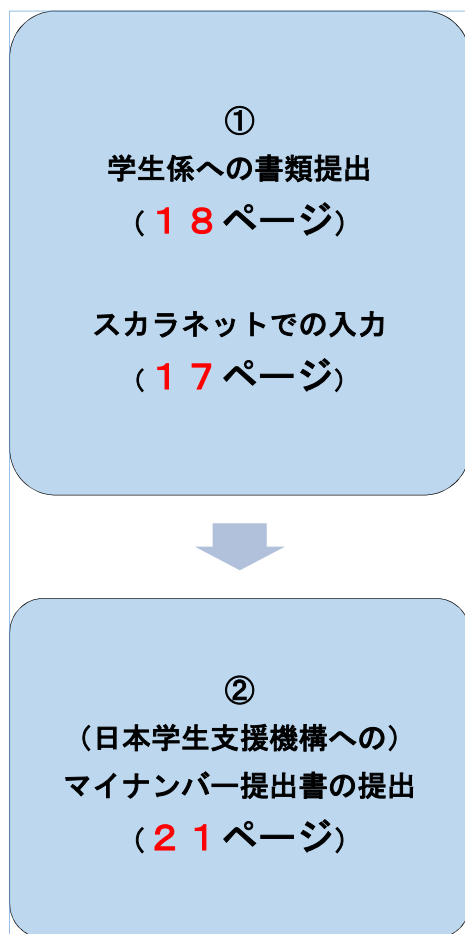
③その他の要件（6、7、13ページ）

※給付奨学金案内ページを確認のうえ、ご不明な点は学生係へお問い合わせください。

注：以下に記載のページ数は「給付奨学金案内」に対応していますので必ずご確認ください。

2. 手続きの流れ（17～21ページ）。

①～②すべての作業を行うことで申込完了となりますので、漏れの無いようご確認願います。



- ① 給付奨学金確認書（全員提出） → ページ下部ULR！
- ② 学修計画書（全員提出） → この資料の後に掲載！
※点線に沿って切り取った上で記入し、学生係に提出してください。
- ③ その他証明書類（該当者のみ提出）
※18ページをご覧ください。記載の事項に該当する場合、証明書類を併せて提出してください。
書類提出締切：令和3年10月1日（金）

上述の書類提出後、スカラネット入力に必要な識別番号（ID・パスワード）を渡します。予め記入した「スカラネット入力準備用紙」を参考に、スカラネットより申込情報を入力してください。

入力締切：令和3年10月14日（木）

マイナンバー提出書（水色の角形2号封筒に封入）を専用の封筒（長形3号）に入れ、日本学生支援機構へ直接提出してください（21ページ）。

※必ず簡易書留で提出してください。

※マイナンバーの提出に関するご質問等は、マイナンバー提出専用のコールセンター（0570-001-237）へお問い合わせください。

提出締切：スカラネット入力後1週間以内

（最後の提出日は令和3年10月29日（金）消印有効）

<留意点>

- ・スカラネット入力の際の「受付番号」は、必ずお控えください。
- ・「(給付奨学金案内) 高等専門学校に在学中の奨学金を希望する皆さんへ」はインターネットでもダウンロード可能です。

今年度より、給付奨学金確認書もネットでダウンロードしてご利用できるようになりました（必ず両面コピーしてください）。

【給付奨学金を申込み方】

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む（在学採用）>在学採用の申込みのてびき（奨学金案内）>大学・短大・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在学中の方（通信教育課程を含む）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

- ・採用された後も、マイナンバーに基づく家計基準や試験の成績、修得単位数等により、奨学金の継続、取消を判定する審査

（適格認定）を行います。

「高等教育の修学支援新制度」に係る学修計画書

申請者氏名	
学科・学年・学籍番号	学科・コース / 年（学籍番号： ）

1. 学修の目的（将来の展望を含む。）

現在在籍中の学科での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）

- （1） 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。
- （2） 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- （3） 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

2. 学修の計画

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）

2021年度在学者用

大学・短期大学・高等専門学校(第4学年以上)・専修学校(専門課程)
在学中に、給付奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内

(スカラネット入力下書き用紙、給付奨学金確認書在中)

※36枚目からはじまります。

※8～11枚目にございます。



- ・この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて行う申込手続きを中心に説明しています。
- ・家計急変による申込みを希望する場合は、在学する学校に相談し、家計急変採用の申込冊子を受け取ってください。
- ・この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限日								スカラネット申込入力期限							
10 月 1 日 (金)								10 月 14 日 (木) 17 時まで							
スカラネット申込入力完了時の受付番号															
							—								
マイナンバー関係書類郵送日 (スカラネット入力後、1週間以内)															
10 月 29 日 (金)															
マイナンバー提出書の申込ID															
Z	D	2	1												

申込みに関するお問合せ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301

ナビダイヤル[®] (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分
(土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」
「用意する書類が分からない」



0570-001-320

ナビダイヤル[®] (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分
(土日祝日・年末年始を除く)
(2021年4月上旬開設)

給付奨学金

2021年度 確認書

(兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)

[大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程]

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金として支給されます。また、確認書の裏面に記載の事項は、「給付奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に

給付奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

- ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと（※は確認書の記載箇所）

1. 給付奨学金を受給するには、「 確認書 」の提出が必要です。
2. 外国籍の人は、 在留資格によって支援の対象とならない場合があります。
3. 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者の マイナンバーの提出が必要です。
4. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。 保護者の口座には、振り込むことができません。
5. 給付奨学金を受給することになった場合において、すでに第一種奨学金の貸与を受けている場合や新たに第一種奨学金の貸与を受けることになった場合、 第一種奨学金の貸与月額が現在の月額から増額又は減額される場合があります。 ※確認書表面・裏面【第一種奨学金の併給調整】
6. 給付奨学生として採用された場合、 世帯の所得に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる月額が振込まれます。 ただし、採用時においては、自宅月額にて振り込まれます。自宅外月額にする場合は、別途手続きが必要となります。 ※確認書裏面【支援区分】【給付奨学金の支給額】
7. 自宅外通学の月額支給を受けるためには、 自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件のいずれかを満たす必要があります。 ※確認書裏面【給付奨学金の支給額】
8. 2019年度以前からJASSOの給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金を受給することとなった場合、 現在受給している給付奨学金を辞退することになります。 ※確認書表面
9. 学業成績が不振などの場合は、 奨学金の支給が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
10. 経済状況における適格性の審査によっては 支給額の見直しや、一定期間振込みが停止される場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
11. 過去に機構の給付奨学金を受けたことのある人（2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人を除く）は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。



●給付奨学金確認書の記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①給付奨学金確認書は、切り離すかコピーをとって使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも**現住所**を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください（本書類を記入した日）。
必ず記入してください。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z D 2 1	提出年月日(西暦)		2021年4月10日
学校名		学部・課程・分野	学科・専攻	学籍(学生証)番号	
日本学生支援大学		経済	経済	123456	
〒	162-0000	電話番号(自宅)	03(0000)0000		
		(携帯)	080(0000)9999		
フリガナ	シヨウガク タロウ		現住所	東京都新宿区市谷本村町10-7	
漢字	奨学太郎		生年月日	昭和(平成)14年5月1日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 <input checked="" type="radio"/> 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 【該当を○で囲む】 f 永住者の配偶者等 ※d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)					

※「同上」「本人と同じ」「シ」等は認められません。
現住所（今お住まいの住所）は正確に記入してください。

生計維持者	1	氏名	奨学 一郎	生年月日	昭和(平成)44年2月2日	本人との続柄	父
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				
	2	氏名	奨学 花子	生年月日	昭和(平成)46年3月3日	本人との続柄	母
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)					

本人が未成年者の場合							
本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。							
親権者又は未成年後見人	1	氏名	奨学 一郎	生年月日	昭和(平成)44年2月2日	本人との続柄	父
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				
	2	氏名	奨学 花子	生年月日	昭和(平成)46年3月3日	本人との続柄	母
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				

重要 インターネットを入力する生計維持者及びマイナンバー提出書へ記載する生計維持者は、確認書に記載した生計維持者と**必ず同一**としてください。
あなたとあなたの生計維持者の資産の合計額が記載のとおりであることを確認してください。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d~fの在留資格に該当する場合は、在留期限(在留期間の満了日)も記入してください。
※外国籍の人でb~f以外の在留資格(「家族滞在」等)の人は支援対象となりません。

「親権者」と「生計維持者」が同じ人の場合でも、必ずそれぞれの欄に記入(親権者欄は親権者自身が署名)してください。

給付奨学金確認書

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2021年度給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、定期的に適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。貴機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

*必ず各自が記入してください。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z	D	2	1	提出年月日(西暦)	
						年	月 日
申込者本人	学校名		学部・課程・分野		学科・専攻		学籍(学生証)番号
	フリガナ		〒		電話番号(自宅)		()
	氏名		現住所		(携帯)		()
	漢字		生年月日		昭和・平成	年	月 日
						性別(任意)	男 ・ 女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る)		e 日本人の配偶者等		f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)	

生計維持者	1	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月 日	本人との続柄	
		現住所	〒					()
	2	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月 日	本人との続柄	
		現住所	〒					()
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)						

本人が未成年者の場合								
本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。								
親権者又は未成年後見人	1	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月 日	本人との続柄	
		現住所	〒					()
	2	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月 日	本人との続柄	
		現住所	〒					()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人控用にコピーを取り大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額 $\ast 1$ = 課税標準額 $\times 6\%$ - (調整控除額 + 税額調整額) $\ast 2$ (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分(第Ⅰ～第Ⅲ区分)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円	

(注1) 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その反映月に、自宅外通学となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額(年額)が原則として年1回振り込まれます。

(注4) 給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付始期からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は返金を求める場合があります。なお、毎年度機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

(1) 退学・停学(無期又は3か月以上)の処分を受けた場合

(2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること(上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く)。

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

2019年度以前から受給の給付奨学金の取扱い

2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金に切り替えることができます。この場合、現在受給している給付奨学金を辞退する必要があります(辞退することを「給付奨学金確認書」において承諾することになります)。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、貸与月額が調整(減額又は増額)されます(貸与月額が調整(減額又は増額)されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります)。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学校へ提出しないよう注意しましょう。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、在学校での申込みが必要ですので、詳細については、在学校に問い合わせてください。



重要

給付奨学金(在学採用)と併せて貸与奨学金の申込みを希望する人へ

給付奨学金(在学採用)と併せて貸与奨学金の申込みを希望する場合は、本冊子に加えて別冊子「貸与奨学金を希望する皆さんへ(貸与奨学金案内)」も在学校から受け取り、貸与奨学金制度についても理解したうえで申込みを行ってください。

給付奨学金(在学採用)の申込みを希望する人が貸与奨学金を併せて申し込む場合は、1回のスカラネットの入力で申し込むことができます。給付奨学金(在学採用)と貸与奨学金を併せて申込みを希望する人は、本冊子に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金(貸与併用申込み)用】」を利用してください。なお、給付奨学金(家計急変採用)の申込みを希望する場合は、本冊子ではなく「家計急変採用」の申込冊子にて申し込んでください。

申込みに必要な書類は下表を参考に、各奨学金案内を十分に確認してください。(「—」は不要な書類)

必要書類	給付奨学金	貸与奨学金	備考
確認書(兼同意書)	●	●	全員(それぞれ提出必要)
マイナンバー提出書類		●	全員(※)
在留資格及び在留期間が明記されている証明書		●	該当者のみ(※)
施設等在籍証明書等		●	該当者のみ(※)
収入に関する証明書類	—	●	該当者のみ
特別控除証明書類	—	●	該当者のみ

(※) …給付奨学金(在学採用)と貸与奨学金を併せて申し込む場合でも1部のみで可

目次

知っておいてほしいポイント	2ページ
給付奨学金案内　ダイジェスト	4ページ
第Ⅰ部　給付奨学金制度	5ページ
1. 募集時期	5ページ
2. 対象機関（確認大学等）	5ページ
3. 支援要件及び選考基準	6ページ
4. 支給金額	14ページ
5. 支給方法	16ページ
6. 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの 制限	16ページ
7. その他	16ページ
第Ⅱ部　申込手順等	17ページ
1. 申込みの流れ	17ページ
2. 必要書類と提出先の確認	18ページ
3. スカラネットからの申込情報の入力	19ページ
4. スカラネット入力に関する注意事項	20ページ
5. マイナンバー関係書類の提出	21ページ
第Ⅲ部　採用後の手続き	22ページ
〈参考資料〉　授業料等の減免について	23ページ

◆「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】」は16～17ページの間挟みこんでいます。

◆「給付奨学金確認書」は巻末に掲載しています。

説明を読みながら、「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】」、「給付奨学金確認書」に必要な事項を記入してください。

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- 機構・・・日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- 社会的養護を必要とする人・・・18歳となる前日に次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親
- マイナンバー・・・マイナンバー（個人番号）

給付奨学金案内 ダイジェスト



重要

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、大学等の授業料等減免と併せて、学生等のみなさんを支援するものです。

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

給付奨学金の募集時期はいつですか？

原則、毎年春及び秋に対象校を通じて奨学生の募集を行います。在学校に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください（詳細は5ページ）。

※授業料等減免の申込時期もあわせて学校に確認しましょう。

支給される金額はいくらになりますか？

世帯の所得金額に基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます（詳細は14ページ）。

※授業料等減免については、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により金額が定められます（詳細は23ページ）。

どのような人が支給対象となりますか？

国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人で過去に機構の給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）の支給を受けたことがない人が対象です（詳細は5ページ及び16ページ）。

学業成績等に係る基準や家計（所得・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす必要があります（詳細は6～13ページ）。

※授業料等減免と給付奨学金で同一の要件です。

支援を受けられるかどうかは、誰の年収により決まるのですか？

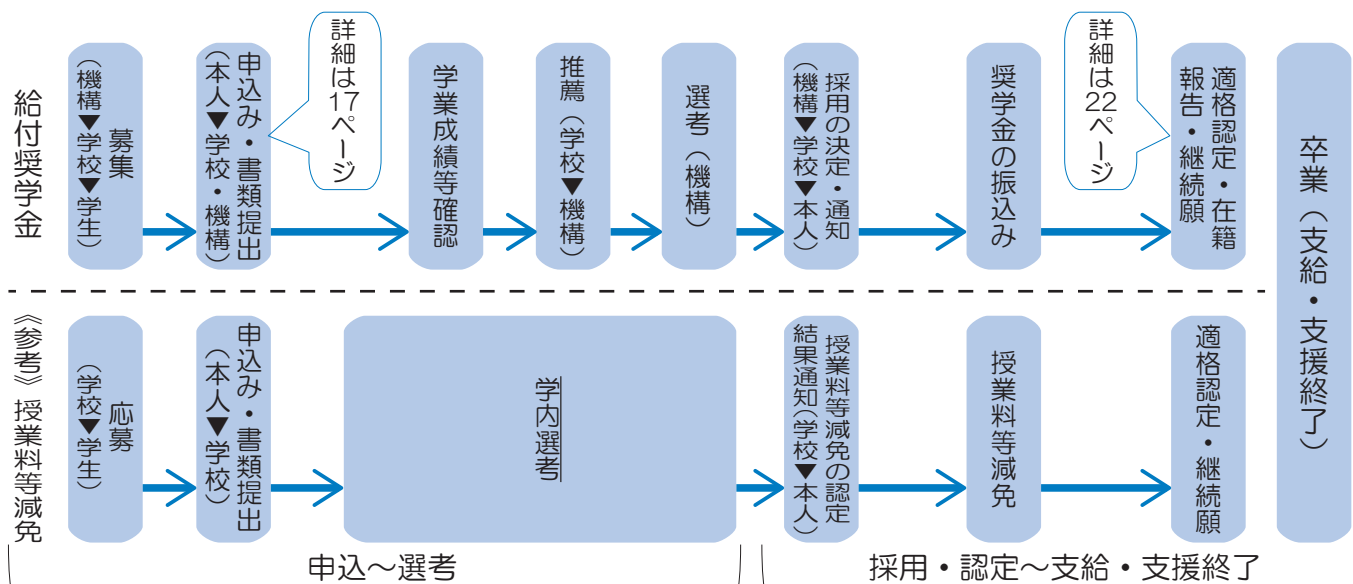
本人と生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります（詳細は9～12ページ）。

※授業料等減免と給付奨学金で同一の考え方です。

申込みにはどのような書類が必要ですか？

給付奨学金の申込みはインターネット（スカラネット）で行います。ただし、あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類と「給付奨学金確認書」（一部該当者は別途証明書類を含む）については、これとは別に紙による提出が必要となります（詳細は17～18ページ）。

●申込みから支給・支援終了までの流れ



第1部 給付奨学金制度

1 募集時期

原則、毎年春（一次募集）及び秋（二次募集）に在学学校を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日を在学学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください（申込締切期限は巻末の「おぼえ書き」に記入してください）。

2 対象機関（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※）を参照

学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科・別科（※1）	×	
短期大学	学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。
	別科	×	
高等専門学校	4・5年生	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	
	通信教育課程	○	

※1 大学の専攻科、別科は支給対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）に在籍している人に限り支給対象となります。

●令和2年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

※3 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみの支給となります。

※4 本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科への入学が1年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。

3 支援要件及び選考基準

2021年度に支給対象校に在学している人で、以下の(1)~(4)のいずれにも該当する人が支給対象となります。なお、給付奨学生採用後に要件・基準を満たしていないことが判明した場合には、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。過去に機構の奨学金(2019年度以前から受給のものを除く)の支給を受けたことがある人は、16ページを参照してください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件

以下①~③のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校(本科)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を指します(インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、7ページ③を参照)。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り(ひとつ目の専門課程で支給を受けていないことが前提です)。

※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年度末までに大学等へ入学した人
- 2017年3月に高等学校等を卒業 → 2019年度末までにA短期大学へ入学し、
A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人
- 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年3月にA専修学校専門課程を修了し、2021年度末までにB専修学校専門課程に入学した人
※ただし、A専修学校で機構の給付奨学金の支援を受けていた場合は、支給の対象とはなりません。

② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 16歳となる2016年度から5年を経過していない2018年度に認定試験に合格し、2021年度末までに大学等へ入学した人
- 16歳となる2011年度から5年以上経過した2018年度に認定試験に合格し、2021年度末までに大学等へ入学した人(5年経過後の2016年度、2017年度ともに認定試験を受験していることが必要)

③ 以下のa～cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

(ウ) 文部科学大臣の指定した人

◎上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・外国の学校で18歳となる2018年度に12年の課程を修了し、2021年度末までに大学等へ入学した人

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

◎上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・高校2年生の17歳（2016年度）で「飛び入学」によりA大学へ入学したが、19歳（2018年度）の時にA大学を退学した人が、2017年度の末日から2年の間（2019年度末まで）に別のB大学へ入学した場合
- ※ なお、高校2年生の17歳（2019年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

(ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

(イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

◎上記（イ）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・17歳となる2017年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、準看護師として3年間勤務（2020年度）した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2021年度に専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は（表1）のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が（表2）の1～3のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

（表1）

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 （2020年度秋入学者含む）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における 評定平均値 が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、 学修計画書等 により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等 が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数 が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、 学修計画書 により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。

※ 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

※ 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。



重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（22ページ）

判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

（表2）

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

※ 上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

※ 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で1～3のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

(3) 家計に係る基準

① 収入・所得の上限額の目安

収入基準は収入・所得に基づく住民税の課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等によって異なりますが、目安はおおよそ下表のとおりです。

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a)2人	本人、母(ひとり親) (★)	229	332	402	131	202	262
(b)3人	本人、母(ひとり親) (★)、高校生	289	391	457	172	247	301
(c)4人	本人、親①(★)、 親②(無収入)、 高校生	295	395	461	186	267	338
(d)4人	本人、親①(★)、 親②(給与所得者)、 高校生	親①:295 親②:115	親①:336 親②:155	親①:409 親②:155	親①:169 親②:115	親①:195 親②:155	親①:252 親②:155
(e)5人	本人、親①(★)、 親②(パート)、 高校生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:207 親②:100	親①:267 親②:100	親①:343 親②:100

(注1) 給与を受けている場合は、年間の収入金額(源泉徴収票における「支払金額」欄)、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額(確定申告書における「所得金額」)の目安となります。

(注2) 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

(注3) 2021年4月に申し込む場合、本人(あなた)が当年の1月1日時点で20～23歳であり、本人に市町村民税が課税される程度の収入(所得)がないものとして計算しています。

「収入基準」については、機構のホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](#)」(右のQRコード)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



② 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

【収入基準】

↓ 2020年

2021年度 ↓

収入については、提出されたマイナンバーにより2019年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2020年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します(秋の募集では2020年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2021年度住民税情報で判定を行います)。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額 $\star 1$ = 課税標準額 \times 6% - (調整控除額 + 調整額) $\star 2$ (100円未満切り捨て)

$\star 1$ 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

$\star 2$ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合、以下の2通りの方法があります*。

(1) 「進学資金シミュレーター」を使う

前項で紹介されている「進学資金シミュレーター」で、手軽に把握することができます。

(2) 課税証明書を使って自分で試算する

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。課税証明書と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

○ 試算方法 **令和3** **令和2** ↓学校への提出は原則不要です。

令和2年度(令和元年年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例)			第 〇〇〇 号		
納税義務者	住所 ■■■県▲▲市市谷本村町10-7 氏名 機構 次郎②	生年月日	昭和40年6月1日		
合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	1,558,050 円		
所得の内訳	給与所得 2,487,200 円 雑所得 0 円 事業所得 0 円 不動産所得 0 円 譲渡所得 0 円 一時所得額 0 円 【以下余白】	所得控除の内訳	控除対象配偶者(一般)老人・その他の同一生計配偶者 配偶者特別控除 0 円 扶養親族(うち同居) 0 人 その他 1 人 扶養障害者(うち同居) 0 人 他障害 0 人 本人該当(障害者特別・原爆・他障害) 0 人 寡婦・寡夫 寡婦一般・寡婦特別・寡夫 勤労学生 0 人 未成年 0 人 医療費 0 円 小規模企業共済等掛金 0 円 社会保険料 568,050 円 生命保険料 0 円 地震保険料 0 円		
収入の内訳	給与収入 3,787,000 円 公的年金収入 0 円 繰越控除 0 円 総所得金額等 2,487,200 円	課税標準額	③ 929,000 円		
【備考】		課税標準の内訳	課税総所得金額 929,000 円 課税山林所得金額 0 円 【以下余白】		
上記について相違ないことを証明する。		令和3年4月1日	■■■県▲▲市長 機構 太郎 長▲▲印市県		
			市県民税	市民税	県民税
			税額控除前所得割額	74,320 円	18,580 円
			(税源移譲前)	(55,740 円)	(37,160 円)
			税調整控除額	③ 6,000 円	1,500 円
			(税源移譲前)	(4,500 円)	(3,000 円)
			住宅借入金等特別税控除額	0 円	0 円
			(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
			寄附金税額控除額	0 円	0 円
			(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
			【以下余白】		
			税額調整額	③ 0 円	0 円
			減免前所得割額	68,300 円	17,000 円
			減免税額	0 円	0 円
			所得割額	68,300 円	17,000 円
			(税源移譲前)	(51,200 円)	(34,100 円)
			均等割額	4,000 円	1,000 円
			市県民税額	90,300 円	

・上記の証明書の例は特定の自治体のもではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。
① 証明書の年度は、~~令和2年度(令和元年年分)~~【2020年度(2019年年分)】が必要です。ただし、**秋に申し込む場合は、令和3年度(令和2年年分)【2021年度(2020年年分)】**を使います。

② 証明書は、**申込者本人と生計維持者全員分**の情報がが必要です(最大3名分)。

③ 以下により支給額算定基準額を算定します。

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) \times (100\text{円未満切り捨て})$$

★ 住所が政令指定都市である場合、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じます。

★ 地方税法の定めにより市町村民税所得割が課税されない場合、上記の計算によらず、支給額算定基準額は0円になります。

★ 課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む)の合計額が課税標準額です。(ふるさと納税、住宅ローン控除等は、支給額算定基準額に影響しません。)

○ 上記の例を用いた具体的な計算方法(「▲▲市」は政令指定都市とします。)

上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円×6%-(6,000円+0円)×3/4=51,240円から100円未満を切り捨て)です。この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額で収入基準が判定されます。

※ 本機構は、シミュレーション結果又はご自身で試算された結果と選考結果との相違について、一切の責任を負いません。

収入基準の選考は、**本機構が取得した税情報をもとに機械的に行います**。このため、**シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支援の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もある一方で、逆に支援の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります**。

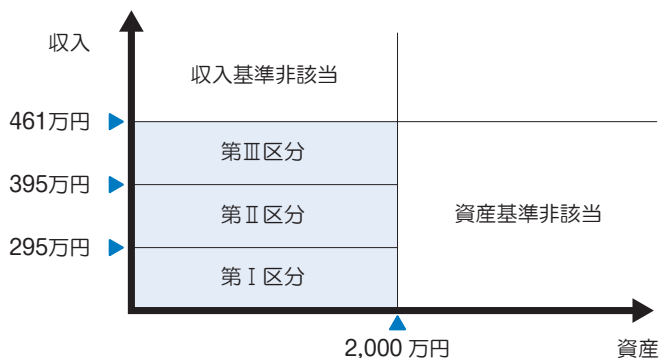
【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

<参考> 【収入と資産について（イメージ）】

9ページ表中中段(c)の4人世帯（生計維持者が2人）の場合



重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。
※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、**原則あなたの父母**（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。より**詳しい情報**については機構のホームページに掲載の「**生計維持者について**」「**生計維持者に係るQ&A**」も併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

（日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金の制度（給付型）≫生計維持者について）



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	



重要

- ① **生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。**
- ② **社会的養護を必要とする人は、そのことを証明する書類を提出してください。**
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、**在留資格等**によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、「在留資格」及び「在留期間（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ ・「 在留カード 」（コピー） ・「 特別永住者証明書 」（コピー） ・「 住民票の写し 」（原本） 等、 在留資格・在留期間が明記 されているもの （いずれか1点）
	上記以外（「 留学 」、「 家族滞在 」等）	⇒ 支給の対象となりません

（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4） 「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者の在学校の長が認めた者に限ります。将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の支給を受けることができません。

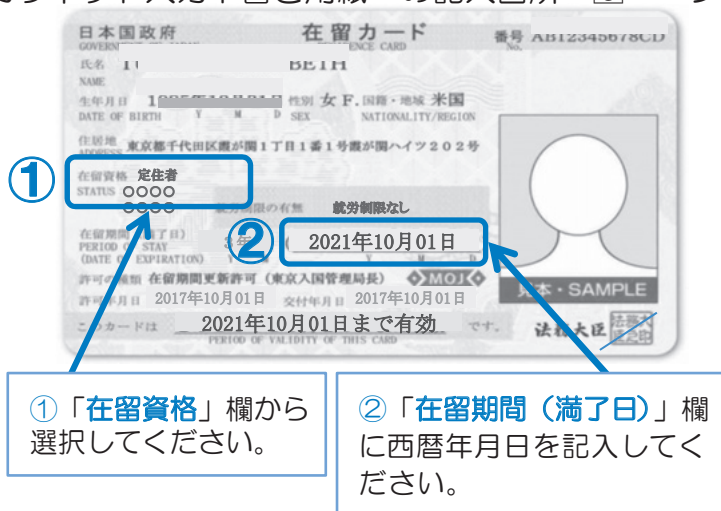


重要

- ・ 在留資格の記載が上記（※2）以外の場合（「留学」、「家族滞在」等）は支給対象となりません。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

《参考》

スカラネット入力下書き用紙への記入箇所 ③ページ参照



4 支給金額

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は9ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注5）を確認してください。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注3）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

（注4）「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

（注5）「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後にとなります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

- | |
|---|
| ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安） |
| イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安） |
| ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安） |
| エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安） |
| オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合 |

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（9ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円



重要

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが**以下のいずれかの国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給金額が0円となります。申込みにあたってはハローワークや役所から**あなたが**受けている給付金がないか必ず確認の上該当があれば申告してください。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

※あなた自身ではなく、生計維持者が国費による給付金を受けている場合は、申告は不要です。

<参考> 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいますが）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます（2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません）。

(注3) 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

(注4) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。

(注5) 給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

5 支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、ジャパンネット銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月14日	左記以外の月	毎月11日

(注1) 上表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

(注2) 春の募集で採用され、初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月の分までがまとめて振り込まれます(秋の募集で採用される場合は10月分からの支給となります)。

6 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限

過去に給付奨学金を受けたことのある人は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。

(注1) 制限の対象となるのは、2020年度から高等教育の修学支援新制度として実施している給付奨学金を受けたことがある人です。2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、新規申込み(切り替え)が可能です。

(注2) 給付奨学金を受給している人が編入学・転学等した場合

給付奨学生が編入学、転学、転籍、専門学校を除く学校から専門学校の2年生以上へ入学、又は認定専攻科へ入学等(以下「編入学等」)した場合、所要の手続きにより、編入学等先の大学等の修業年限まで支給期間を延長(通算最大72か月まで)できます。(編入学等時において支援要件を満たしている必要があります。)

ただし、これらに該当することにより支給の対象となり得るのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から編入学等した日までの期間が1年を経過していない者に限られます。

(注3) 過去に、以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された人は、給付奨学金を受けることができません。

- 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた人
- 8ページの表2の1～3のいずれかの基準に当てはまる人
- 学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けた人

7 その他

(1) 進学前離職者について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。詳細は本機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/index.html>

(2) みなし寡婦控除について

ひとり親世帯であって、住民税における寡婦控除が適用されていない生計維持者のうち未婚の人について、機構では、2021年度の税制改正に先立ち、みなし控除を適用します。詳細は本機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/index.html>

第II部

申込手順等

1 申込みの流れ

申込みは、必要書類を在学期に提出した後、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学期から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取り、「給付奨学金確認書」の作成

在学期から申込関係書類を受け取り、「給付奨学金確認書」を作成します。「給付奨学金確認書」の記載内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署してください。

※1 本人が未成年で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等により、親権者の自署が得られない場合は、在学期に相談し、指示に従ってください。

※2 マイナンバー提出書に記載の「申込ID」を必ず記入してください。

(2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の作成・取得

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入し、申込みに必要な書類を作成・取得します。



給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書に記載する生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は、全て一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れる場合があります。

(3) 申込書類を学校へ提出

定められた期限までに、18ページ記載の必要書類と「スカラネット入力下書き用紙」を在学期へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

(4) 識別番号の確認

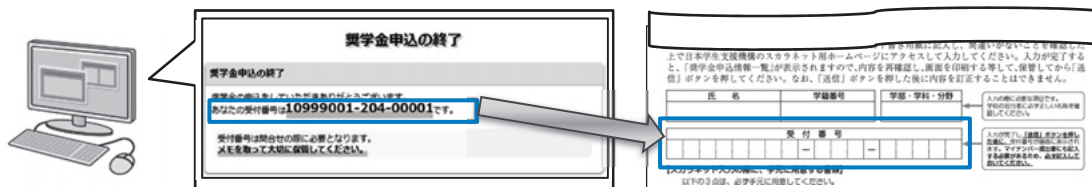
在学期が提出書類を確認したのち、スカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

(5) スカラネットでの申込入力

「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、インターネットから正確に入力・送信します。

(6) スカラネット入力完了

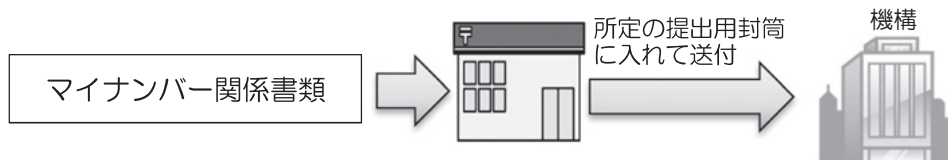
入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



スカラネット入力下書き用紙①抜粋

(7) マイナンバーの送付

マイナンバー関係書類は、スカラネットでの申込入力後 **1週間以内**に、学校ではなく、直接機構に簡易書留で郵送します。



【申込手続き完了】

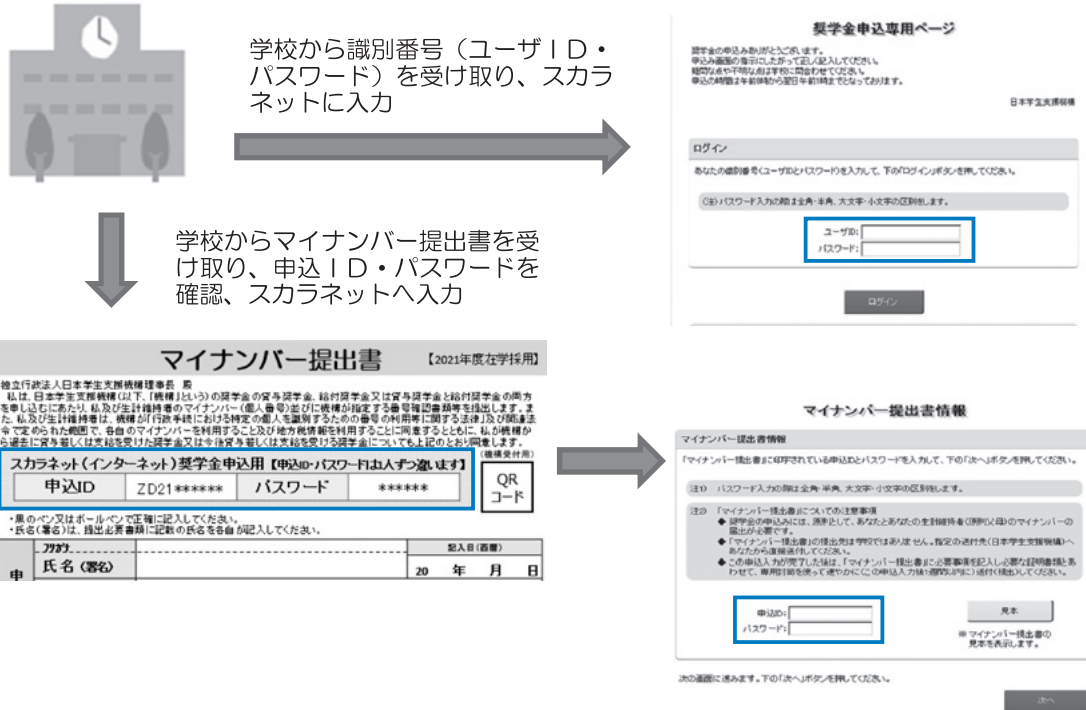
2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

必要書類	概要	提出先	
【全員】 1. 「給付奨学金確認書」(原本)	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類 ※2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人が2020年度から実施されている給付奨学生に採用されたときは、受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。 ※第一種奨学金を利用している人が給付奨学生に採用されたときは、貸与月額が調整されることを承諾する旨記載があります。	在学している学校	
【該当者のみ】 2. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者(学生)本人が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示すために提出(13ページ参照) ・在留カード(コピー) ・特別永住者証明書(コピー) ・住民票の写し(原本) 等、在留資格・在留期間(※)が明記されているもの(いずれか1点) ※「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を在学に提出してください。		
【該当者のみ】 3. 「施設等在籍証明書」(施設長発行) 「児童(里親)委託証明書」(児童相談所発行) 「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)等(コピー可)	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類 ※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」(原本)でも可。		
【該当者のみ】(採用後) 4. 「自宅外通学者であることを示す証明書」	生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に係る家賃を支払っていることを示す証明書類 ・アパートの賃貸借契約書のコピー ・入寮証明書等		
【該当者のみ】 5. マイナンバーを提出できない生計維持者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」(本人記入の様式、機構ホームページ掲載)	生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合		
【該当者のみ】 6. 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等(様式は機構ホームページ掲載)	生計維持者が海外に居住し、2020年度(2019年1月～12月分)の住民税が課税されていない(2020年1月1日時点で国内に居住していない)場合 ※秋の募集では2021年度の住民税が課税されていない(2021年1月1日時点で国内に居住していない)場合		
【全員】 7. マイナンバー提出書類	7-1. マイナンバー提出書 7-2. 番号確認書類 7-3. 身元確認書類	機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類 申込者本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類 申込者本人の身分証明書類	日本学生支援機構 (注) 専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送

3 スカラネットからの申込情報の入力

まず本冊子中央に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙」を取り出し、本冊子の該当ページを読んで「スカラネット入力下書き用紙」へ記入して、在學校に内容を確認してもらいます。次に、在學校からスカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取ります。準備ができれば、識別番号（ユーザID・パスワード）と「マイナンバー提出書」に印字されているあなた固有の「申込ID」と「パスワード」を使用してスカラネットへ申込内容の入力を始めます。



申込手順	留意事項
① 入力用ホームページへアクセス	「スカラネット入力下書き用紙」の表紙に記載されているアドレスを入力するか、QRコードを読み取り、入力用ホームページにアクセス（接続）します。PC・スマートフォン・タブレットから入力が可能です。推奨環境は、20ページを参照してください。
② 申込内容の入力	<p>「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら申込内容を入力してください。</p> <p>※1画面あたり30分の時間制限があります。</p> <p>制限時間を過ぎると画面が強制終了（最初からやり直し）となりますので、入力時間には注意してください。</p>
③ 申込内容の確認・送信	申込内容を正確に入力して、間違いがなければ「送信」ボタンを押してください。この送信ボタンを押すことにより、入力されたすべての申込情報が機構へ送られます。
④ 受付番号の確認と申込内容の印刷	<p>受付番号（「8桁－3桁－5桁」の計16桁の番号）が表示されれば、申込みは正常に終了しています。</p> <p>「印刷」ボタンを押して印刷するか、画面のスクリーンショットを撮り、受付番号と申込内容を控えておいてください。また、巻末の「おぼえ書き」と、「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。</p>



スカラネット申込完了画面の「終了」ボタンを押すと、その後は申込内容の確認や印刷ができなくなります。「終了」ボタンを押す前に、印刷やメモ等により申込内容を記録してください。
 ※受付番号や申込内容の印刷やメモを忘れた場合は、在學校に確認してください。

4 スカラネット入力に関する注意事項

在学から、インターネット入力に必要な識別番号である「ユーザID」と「パスワード」が交付されます。在学が定める期限までにインターネットでの申込入力を行ってください（入力期限は巻末の「おぼえ書き」に記入してください）。

なお、申込入力中に1画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトします。最初からやり直しとなりますので注意してください。

(1) 入力の流れ

① 申込入力用ホームページ

次のアドレス（半角・小文字）を入力し、申込入力用ホームページにアクセス（接続）

します。スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>



入力可能時間

受付時間8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）

※土日祝日も入力可能です。

※締切日の受付時間は8：00～24：00となります

スカラネットの動作環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

OS：Windows系、iOS系、Android系

ブラウザ：Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版 Mobile Safari、Android版 Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp>）のトップページを参照してください。

（注）OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため動作保証しておりません。

(2) 文字入力

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載とおりに入力してください。ただし、次のⅠ～Ⅲの留意点があります。

Ⅰ 旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣 等）。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

Ⅱ 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

Ⅲ 外国籍の人の氏名は、住民票の記載をもとに、日本語で入力してください。

・「姓」にファミリーネームを、「名」にファーストネームとミドルネームをまとめて入力してください。

・氏名が全てカタカナの場合、漢字氏名欄・カナ氏名欄ともに、カタカナで入力してください（アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください）。

・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**5文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**15文字**まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。

（例）奨学 トーマス 太郎

・漢字氏名欄 【姓】奨学 【名】トーマス太（「郎」は切る）

・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスタロウ

5 マイナンバー関係書類の提出

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。在学から配付される「マイナンバー提出書のセット」を確認し、提出書類をととのえましょう。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力後、**1週間以内**に同封の提出用封筒に入れて、在学ではなく**直接機構へ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送**してください。なお、過去に奨学金の申込み等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。



重要

給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を併せて申し込む場合、申込手続きは1回でまとめて行うことが可能です。また、「マイナンバー提出書のセット」は**1部**となります。

給付奨学金と貸与奨学金それぞれ用意する必要はありません。

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は別途の対応が必要となります。

このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

（日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金の制度（給付型）≫申込方法≫生計維持者が海外に居住している場合）



ア. 2020年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合

2020年度（2019年1月～12月分）に日本で市町村民税が課税されていないため、機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。（秋の募集では、2021年1月1日時点で国内に居住していない生計維持者が該当します。）


イ. 海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。（ア.にも該当する場合は、併せて「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付してください。）

第Ⅲ部 採用後の手続き


1. 「自宅外通学であることの証明書類」の提出〔自宅外通学選択者のみ〕

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します（詳細は、採用決定時にお知らせします）。

 自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類（**アパートの賃貸借契約書のコピー等**）を提出し、**不備なく審査終了した後**になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの**差額がまとめて振り込まれます**。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の**返金が必要となる場合があります**。その場合、返金を確認できるまで、支給の再開はできません。


2. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、**機構が**、あなたと生計維持者の所得、住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（9～12ページ）による**支援区分の見直し**を行います。

 ①確認の結果、**10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります**。
②特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）

在學校により、学年末（2年制以下の課程及び**高等専門学校は学年の半期ごと**）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

 **次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます**（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。
(1) 退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
(2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ←留年確定の場合など 2. 修得した単位数 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の 学修意欲が著しく低い状況 にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に 連続して該当 すること。
警告	1. 修得した単位数 の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への 出席率 が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、**災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません**。

4. 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、7月、10月）に**インターネット**（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

5. 給付奨学金継続願の提出 ←授業料については、別途紙の「継続願」の提出が必要です

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、**インターネット**（スカラネット・パーソナル）を通じて**機構へ提出**します。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構のホームページなどで案内します。

<参考資料> 授業料等の減免について

I 申請から認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に在-schoolで募集を行います。申請時期を在-schoolに必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。



給付奨学金に申し込んだ後、別途在-schoolでの申請が必要です。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。(5ページ参照)

3. 減免額(年額)

世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分: 詳細は9ページを参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額(年額)となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)
専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円

(注1) 「入学金」の減免は、入学月分から支援を受けられる学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（6～13ページ参照）

5. 申請手順等

在学から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、在学へ提出します。

II

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準（9～12ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです。（22ページ参照）



確認の結果、授業料等減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業等）

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料等減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです。（22ページ参照）

3. 継続願の提出 ←A様式2の提出が必要です（停止中の学生も含む）。

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める継続願を在学へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料等減免の支援が止まります。

～ ご案内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです
(右のQRコードからアクセスが可能です)。



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます
(日本学生支援機構のホームページよりアクセスしてください)。

● スカラネット・パーソナル (スカラPS)

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。採用となった場合には、必ず新規登録をしてください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細をスカラPSで確認できます
(右のQRコードからアクセスが可能です)。



申込みに関するお問合せ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301

ナビダイヤル® (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分
(土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」
「用意する書類が分からない」



0570-001-320

ナビダイヤル® (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分
(土日祝日・年末年始を除く)
(2021年4月上旬開設)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット (スカラネット) により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※) に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務 (返還業務を含む。) 及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報 (奨学金の返還状況に関する情報を含む。) が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※下書き用紙に表示している内容は2021年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2021年度
スカラネット入力下書き用紙
 【給付奨学金（貸与併用申込み）用】



給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

給付奨学金と貸与奨学金の両方、又は給付奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。
 スカラネット入力画面には、給付奨学金及び貸与奨学金それぞれに関する設問があり、希望する奨学金の種類により表示される設問が異なります。表示された設問について入力してください。

インターネットによる奨学金申込み（スカラネット）にあたっては、「給付奨学金案内（在学採用）」を熟読し、申込内容を保護者（親権者又は未成年後見人）と相談して決めてください。
 「給付奨学金案内」及び以下の注意事項を参照してこの下書き用紙に記入し、間違いがないことを確認した上で日本学生支援機構のスカラネット用ホームページにアクセスして入力してください。入力が完了すると、「奨学金申込情報一覧」が表示されますので、内容を再確認し、画面を印刷するなどして、保管してから「送信」ボタンを押してください。なお、「送信」ボタンを押した後に内容を訂正することはできません。

氏名	学籍番号	学部・学科・分野

入力の際に必要な項目です。学校の担当者に必ず正しい名称を確認してください。

受付番号									

入力が完了し「送信」ボタンを押した後に、受付番号が画面に表示されます。

【スカラネット入力の際に、手元に用意する書類】

以下の3点は、必ず手元に用意してください。

- ・学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- ・奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子16ページに貼り付けてください。）
- ・マイナンバー提出書



スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/>
 受付時間 8：00～25：00（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）

※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）

【スカラネット入力内容記入欄】

※インターネットで申し込む際は、「給付奨学金案内」20ページ「文字入力」を参照して文字を入力してください。

ログイン

あなたの識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。
 (注)パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID パスワード

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。入力がエラーになる場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初にユーザID欄に入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。

※確認書、学修計画書提出後、学校から受け取ってください。

「確認書兼同意書」の提出

※給付奨学金の申込みにあたっては、「確認書兼同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件等」を「給付申込条件等」に読み替えてください。

あなた（あなたが未成年（20歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。

- 貸与申込条件等
- 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

※「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報が個人情報情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

- 提出しました。
- 提出していません。

下の「規程等を表示」ボタンを押して規程等（保証委託約款を含む）を確認し、了承する場合のみ、申込を行ってください。

規程等を表示

※規程等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

了承します

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

給付奨学金と貸与奨学金の両方を希望する人は「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、給付奨学金のみを希望する人は「給付奨学金確認書」の提出が必要です。「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。学校に「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、又は「給付奨学金確認書」を提出した後、再入力してください。

規程等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

規程等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。

奨学金学種（学校）の選択

あなたはどの課程で奨学金を受けたいですか。

課程を選択してください。

大学の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）

- 現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(3) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

- 過去1年以内に生計を維持している人が失職、破産、倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変が生じた人のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(4) 第二種奨学金（短期留学）

- 国内の学校等に在籍中に海外の大学等へ短期留学する人は申込みことができます。
現在、日本学生支援機構の他の奨学金を貸与中の場合は、その奨学金の採用年度によって申込の条件が異なります。学校で申込資格を確認してください。

課程を選択すると、申込み奨学金を選択する画面が表示されます。
※この「下書き用紙」及び「給付奨学金案内」では、(1)を選択した場合について説明しています。

高等専門学校の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 予約採用

- 来年度高等専門学校の4年生へ進級予定の人が給付奨学金に申込みことができます。

(2) 定期採用（1次又は2次）

- 現在在学している高等専門学校での奨学金を申込みことができます。

(3) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(4) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

- 過去1年以内に生計を維持している人が失職、破産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変が生じた人のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(5) 第二種奨学金（短期留学）

- 国内の学校等に在籍中に海外の大学等へ短期留学する人は申込みことができます。
現在、日本学生支援機構の他の奨学金を貸与中の場合は、その奨学金の採用年度によって申込の条件が異なります。学校で申込資格を確認してください。

申込み奨学金を選択する画面が表示されます。
※この「下書き用紙」及び「給付奨学金案内」では、(2)を選択した場合について説明しています。

←間違った場合は変更できません。
どの奨学金種別に該当するか、
分からない方は、
学校へ、ご連絡ください。

大学（通信課程）の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（夏季スクーリング又は冬季スクーリング）

- 現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

課程を選択すると、申込み奨学金を選択する画面が表示されます。

マイナンバー提出書類は学校から受け取ります。

マイナンバー提出書情報

「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

- ◆奨学金の申込みには、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバーの届出が必要です。
- ◆「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先（日本学生支援機構）へあなたから直接送付してください。
- ◆この申込入力が完了した後は、「マイナンバー提出書」に必要な事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を使って速やかに（この申込入力後1週間以内に）送付（提出）してください。

申込ID

※マイナンバー提出書の
見本を表示します。

見本を表示

1/8

Aー日本学生支援機構奨学金の案内

給付奨学金

優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給されます。

第一種奨学金

無利子の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。

第二種奨学金

利子付きの奨学金（在学中は無利子）で、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。
入力がエラーになる場合は、入力した文字を目で見えて確認できるよう、最初に申込ID欄を入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。
なお、あなたのマイナンバー（個人番号）そのものはスカラネットには入力しません。この「下書き用紙」にもマイナンバー提出書に印字されている申込IDとパスワードだけを記入し、あなたのマイナンバー（個人番号）そのものは決して記入しないようにしてください。

マイナンバー提出書類の提出が遅れると採用が大幅に遅れたり、採用できなくなったりする場合があります。
スカラネット入力後1週間以内に郵送できるよう、必要な書類は事前に用意してください。（マイナンバーの提出方法・具体的な確認書類の詳細については、配布している「マイナンバー提出書」セットにて確認してください。）

2021年度の定期採用で使用するマイナンバー提出書に印字されている申込IDは「ZD21」で始まる10桁の英数字です。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

私は貴機構奨学金の申込みにあたり、学校に提出した「確認書兼同意書」及び「給付奨学金確認書」にしたがい、奨学生に採用決定後は速やかに貸与奨学金は「返還誓約書」を提出し、貸与が終了した後、または給付に返還の義務が生じた場合には滞りなく返還すること及び以下の申込み記載事項については正しく記入することを誓約します。

誓約日 令和 年 月 日 氏名 (全角漢字) 姓 名
 (半角数字) 5文字以内 5文字以内
 氏名 (全角カナ) 5文字以内 5文字以内
 15文字以内 15文字以内
 生年月日の入力を誤ると、正しく成年判定を行うことができませんので注意してください。
 生年月日 (和暦) (半角数字) 年 月 日生

<参考>

和暦	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
西暦	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003

国籍 日本国籍 日本国籍以外

国籍が「日本国籍以外」の場合、在留資格を選択してください。

※国籍が「日本国籍以外」を選んだ人は、在留資格の証明書類を学校へ提出する必要があります。

※在留資格が永住者又は特別永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

在留資格 在留期間(満了日) 西暦(半角数字4桁) 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。 はい いいえ

※誓約日は以後訂正することができません。

◆給付奨学金支援区分の情報提供の確認◆

あなたが給付奨学金を申込み場合は、あなたの給付奨学金における審査結果(支給額の割合に関する情報を含む。)について、機構のシステム等を通じて在籍する学校に必要に応じて提供します。 同意します

◆第一種奨学金の貸与月額の確認◆

あなたが第一種奨学金(要返還、無利子)と給付奨学金又は授業料等減免の支援を併用で受ける場合は、政令等の規定に基づき、給付奨学金の支給月額及び授業料の減免額に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整(減額または増額)される場合があります。調整の結果、借入金額が増額となる場合は、別途届出が必要になります。また、調整後の貸与月額につき選択が可能な場合は、機構の定めるところにしたがい調整前の貸与月額と同額以下の貸与月額に調整されます。 同意します

2/8

C-奨学金申込情報

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の場合

1. 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。(現在、給付奨学金を受けている場合、家計急変への変更を希望する方以外は「希望しません」を選択してください。)

- 希望します
- 希望しません

※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。

参考：支給月額一覧 (PDF)

2. 貸与奨学金(月額：第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))の新規申込みを希望しますか(現在、貸与奨学金を受けている場合、(c)の(8)～(14)を希望する方以外は「希望しません」を選択してください。)

- 希望します
- 希望しません

あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。

(a). **第一種奨学金又は第二種奨学金のどちらかを希望する人のみ**記入してください。

- (1) 第一種奨学金のみ希望します。
- (2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
- (3) 第二種奨学金のみ希望します。

(b). **併用貸与を希望する人のみ**記入してください。

- (4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。
- (5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合、第一種奨学金のみ希望します。
- (6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
- (7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。

(c). **現在奨学金の貸与を受けている人のみ**記入してください。

- (8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。
- (9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。
- (10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
- (11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
- (13) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。
- (14) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。

※(12)は欠番です。

上記(8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14)を選択した人は奨学生番号を記入してください。
 奨学生番号
 (半角数字)(例： 820 04 999999)

誓約日はスカラネット入力日としてください。ここで入力した誓約日を基準とし、成年判定を行います。

学生本人の本名を、全角漢字及び全角カナで入力してください。名前が長い場合は、入るところまで入力してください(「給付奨学金案内」20ページ「文字入力」参照)。

外字は使用しないでください。(例) 吉→吉、廣→廣、祐→祐

漢字氏名には「を」「ヲ」ともに入力できますが、カナ氏名に「ヲ」は入力できません。カナ氏名には代わりに「オ」と入力してください。(例) 漢字氏名
 カナ氏名

姓・名欄ともに、「スペース」は入力しないでください(ミドルネームは名とつなげて入力してください)。(例) 奨学 トーマス 太郎
 →奨学

△カナ氏名は、振込口座の名義人氏名と同一であることが必要です。通帳の口座名義人氏名を必ず確認しながら入力してください。

外国籍の人は「給付奨学金案内」13ページの表のとおり**在留資格に制限があります**。必ず在留資格を在留カード等で確認してください。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の人は、在留期間(満了日)を入力してください。在留資格が法定特別永住者又は永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

「2. 貸与奨学金(月額：第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))の新規申込みを希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。通信課程の人が選択可能なものは次のページに記載されています。

【(8)～(14)を選択する人へ】
 既に第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の人、予約採用者、又は短期大学・高等専門学校・専修学校から大学への編入学により第二種奨学金を継続する人で、(8)～(14)を希望する場合は、下記の通り選択・入力してください(「貸与奨学金案内」も参照してください)。

- 第二種→第一種の変更又は第一種→第二種の変更を希望
- ・変更前の奨学生番号が決定している場合は(8)又は(9)を選択し、下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。
- ・変更前の奨学生番号が未決定の場合は(a)の(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

- 第一種又は第二種→併用貸与の変更を希望(併用貸与の学力、家計基準を満たすことが必要です)。
- ・(10)又は(11)を選択し、変更前の奨学生番号が決定している場合は下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。変更前の奨学生番号が未決定の場合は、奨学生番号を入力せず次に進む。

- 希望する併用貸与への変更が不採用だった際に、現在貸与中の奨学金とは異なる種類の貸与奨学金への変更を希望
- ・変更前の奨学生番号が決定している場合
 →(13)又は(14)を選択し、下の奨学生番号欄に決定した奨学生番号を入力する。
- ・変更前の奨学生番号が未決定の場合
 →(a)の(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

通信課程の場合

- 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。(現在、給付奨学金を受けている場合、家計急変への変更を希望する方以外は「希望しません」を選択してください。)
 - 希望します
 - 希望しません

※給付奨学金の対象者は、大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。
参考：支給月額一覧 (PDF)
- 貸与奨学金 (月額：第一種奨学金 (無利子)、第二種奨学金 (有利子)) の新規申込みを希望しますか。
 - 希望します
 - 希望しません

あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。

 - (1) 第一種奨学金のみ希望します。
 - (2) 第二種奨学金のみ希望します。
 - (3) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与を希望します。

あなたが在籍している通信課程により奨学金の貸与を受けられない場合があります。詳しくは学校に確認してください。

「2. 貸与奨学金 (月額：第一種奨学金 (無利子)、第二種奨学金 (有利子)) を希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。

(2) 学籍番号は半角英数字や半角ハイフン(-)以外の文字を入力することができません。学籍番号にそれ以外の文字が使われている場合、学校の指示にしたがってください。

(4) 専修学校は、「あなたは上級学科に在学していますか。」という設問が表示されます。学校からの指示がない限り(4)は「いいえ」を選択してください。

(5) 次のページに掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照し、卒業年月に合わせた実質学年を入力してください。編入の場合は編入した学年を入力してください。
(例)
○ 2年次休学のため3年次へ進級できなかった場合→2学年
○ 3年次編入→3学年

(6) 通学課程の学生は「昼 (昼夜開講含む)」又は「夜」を選択してください (高等専門学校の場合、この設問は表示されません)。

(7) ①~③から該当する1つを選択してください。
編入又は転学した人は、前に在学していた学校への入学年月等も入力が必要で。
(例)
2019年4月にA短期大学に入学。2021年3月にA短期大学卒業後、2021年4月にB大学の3年次に編入
・現在通っている学校へ編入又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月：2019年4月(A短期大学の入学年月)
・現在通っている学校へ編入又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月：2021年3月(A短期大学の卒業年月)
・現在通っている学校へ編入又は転学した年月：2021年4月(B大学へ編入した年月)

短期大学又は高等専門学校の認定専攻科に在学している人は、以下の年月を入力する設問が表示されます。
・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)へ入学した年月
・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)に在籍していた最終年月
・専攻科に入学した年月

高等専門学校から編入、転学又は専攻科に入学した場合、前に在学していた学校の入学年月には高等専門学校の4年次に進級した年月を入力してください。

短期大学の場合は「(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか」と表示されます。

高等専門学校の場合は、以下のとおり設問が変更になります。

- あなたの入学年月を記入してください。
西暦 (半角数字 4桁) 年 月 入学
- 現在通っている学校の4年次へ進級した年月を記入してください。
西暦 (半角数字 4桁) 年 月

D-あなたの在学情報 大学の場合

- 学校
 - あなたの学校名を確認してください。 (1) ××大学
 - あなたの学籍番号を記入してください。 (2) (半角英数字記号)
 - あなたの在学している学部 (科) 名を選択してください。 (3)

(注) 短期大学・専修学校に在学している方は学校の指示にしたがって選択してください。
- あなたは専攻科または別科に在学していますか。 (4) いいえ 専攻科 別科
- 学年を記入してください。 (5) (半角数字) 学年
- 昼夜課程を選択してください。
 - (6) 昼 (昼夜開講含む) 夜 通年スクーリング 昼間スクーリング
- 現在通っている学校への入学について、次の①~③のうち該当するものを選択し、入学年月等を記入してください。
 - ①現在通っている学校の1年次に入学した。(同一校で転学部・科している場合を含む)
 - 入学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - ②現在通っている学校の2年次以上の学年 (課程) に、他の学校から編入又は転学した。(以下の3つの年月を全て記入してください)
 - 現在通っている学校へ編入又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 現在通っている学校へ編入又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 現在通っている学校へ編入又は転学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - ③現在通っている学校の2年次以上の学年 (課程) に、他の学校から編入又は転学した (編入又は転学の前に在学していた学校 (大学、短大、高専、専門学校) が2つ以上ある)。(以下5つの年月を全て記入してください)
 - 【1回目の編入】
 - 2回目の学校へ編入又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 2回目の学校へ編入又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 2回目の学校へ編入又は転学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 【2回目の編入】
 - 現在通っている学校へ編入又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月
 - 現在通っている学校へ編入又は転学した年月：西暦 (半角数字 4桁) 年 月

短期大学及び高等専門学校の人は、以下のとおり設問が変更になります。この設問において、あなたが在籍している専攻科が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けているかを「認定専攻科の一覧表」で確認し、「はい」又は「いいえ」を選択してください (「いいえ」を選択した場合、給付奨学金の支援対象外です)。

- あなたは正規の課程を修了後に専攻科に在学していますか。
 - はい いいえ

上記で「はい」と答えた人にお聞きします。
あなたが在籍する専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認められた認定専攻科ですか。

 - はい いいえ

認定専攻科の一覧表 (独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のページへリンク) (PDF)

(8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。

(8) 西暦(半角数字4桁) 年 月卒業 予定

(9) あなたの正規の修業年限を記入してください。

(9) (半角数字) 年 か月

<入学・卒業予定年月早見表>

2021年4月現在 1年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年	2021/4	2023/3
3年		2024/3
4年		2025/3
5年		2026/3
6年		2027/3

2021年4月現在 2年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年	2020/4	2022/3
3年		2023/3
4年		2024/3
5年		2025/3
6年		2026/3

2021年4月現在 3年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
3年	2019/4	2022/3
4年		2023/3
5年		2024/3
6年		2025/3

2021年4月現在 4年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
4年	2018/4	2022/3
5年		2023/3
6年		2024/3

参考

(8) 通常は正規の卒業予定年月を入力します。例えば新入生で2年課程の人は2023年3月になりますが、過去に休学や留年をしたことがある人は、入学当初の卒業予定ではなく、今現在の卒業予定期を入力してください(左に掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照してください)。なお、年度途中修了など特別な事情により、卒業月が3月以外になる学部・学科に在籍する場合は学校に確認してください。

(9) 「修業年限」とは、あなたの学部・学科が何年課程のものかという意味です。
※現時点からあと何年通うかという意味ではありません。入力間違いをしないよう注意してください。

(例)

- 4年課程の3年次に在学(編入)する人の修業年限は4年。
- 2年課程に在学し、1年次の途中で申し込む人の修業年限は2年(1.5年ではありません)。

※長期履修学生について

長期履修学生(「給付奨学金案内」5ページ参照)については、原則として奨学金を受けることのできる期間は通常課程の標準修業年限に相当する期間のみとなります。この場合、卒業予定年月は通常課程の卒業予定年月を、修業年限は通常課程の標準修業年限を入力するうえ、学校担当者へ申し出てください。

(2021年4月入学者の例)

通常課程の標準修業年限は2年・卒業予定年月は2023年3月

3年かけて履修し2024年3月が卒業予定年月となる長期履修学生

⇒卒業予定年月は2023年3月・修業年限は2年0か月と入力してください。

なお、第二種奨学金の場合は、採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。詳しくは、学校に相談してください。

(10) あなたが通学するキャンパスのある住所を入力してください。

※郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押しても住所が自動入力されない場合は、郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

(郵便番号) (半角数字) -

住所検索

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降)(全角文字)

郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)で通学しているキャンパスの住所を選択してください。自動表示されない場合は郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

(11) あなたの通学形態を選択してください。

※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択してください。

※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとを離れて通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を選択し、下記設問にて⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、支障が生じる理由の入力欄に「施設等・里親等のもとを離れて生活している」旨を入力してください。

※給付奨学金を希望する人が「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります(給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合、第一種奨学金も自宅月額からの振込みとなります)。自宅外月額の振込みは、生計維持者(原則父母)と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を学校へ提出し、不備なく審査終了してからとなります。

自宅通学(またはこれに準ずる) 自宅外通学

上記で「自宅外通学」を選択した人にお聞きます。

「自宅外通学」が適用される要件は、次のとおりです。あなたが該当するものを全て選択してください。

いずれにも該当しない場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択し直してください。

- ①実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

上記で「⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難」と答えた人は、実家から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

支障が生じる 支障が生じない

上記で「支障が生じる」と答えた人は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

「自宅外通学」となるあなたの現住所を入力してください。

(郵便番号) (半角数字) -

住所検索

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降)(全角文字)

2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)での状況に基づき選択してください。

「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振込まれ、自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類を提出し、不備なく審査終了した後にとなります。反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択した場合は、入力不要です(ボタンを押すことができません)。

・「自宅外通学」を選択した場合は入力が必要になります。2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)から現在までお住まいの住所を入力してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

E-奨学金給付額情報

1. 給付奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 給付奨学金が採用となった場合、4月振込分からの支給の停止を希望しますか。

はい いいえ

「はい」と答えた人は、停止理由を選択してください。

- 2021年4月1日時点で休学中であるため（2021年4月2日以降に休学が始まる場合は該当しません。申込後、別途手続が必要です）。
- 他団体の奨学金利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が認められないため
- その他

(2) あなたは、2021年4月以降、以下の支援を受ける予定がありますか（ハローワークや役所からあなた本人が受けている給付金があれば、次に該当するものがないか、必ず確認してください）。

※2021年4月以降、以下の国費による支援を受けている期間は、日本学生支援機構の給付奨学金の額は0円となります。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

支援を受けておらず受ける予定もない

支援を受けている

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

支援を受ける予定である

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

国費の一覧表（文部科学省ホームページヘルリンク）（PDF）

※申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。

以下のような場合に「はい」を選択してください。

- ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある
 - ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある
- ※届出による停止解除により、支給を再開することができます。

(3) として、家計急変が生じたことによる給付奨学金の申込みに関する設問が表示されますが、定期採用で申し込む場合は、最初から「いいえ」が選択されており、「はい」に変更することができません。「いいえ」のまま次に進んでください。

給付奨学金のみ希望する人は、入力の必要はありません。

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国・公立」の月額が適用されます。プルダウンリストから希望する月額を選択してください。

F-奨学金貸与額情報

1. 第一種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。 **2021後期は申し込みません**

(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。

(1) ▼

【2018年度以降入学者(2018年4月以降の入学年月を入力した人)の貸与月額】

区分 月額の 種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生、専攻科）			
	国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
最高月額 以外の月額				5万円				5万円				5万円
	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

最高月額を利用するためには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。それぞれの月額を利用できる収入・所得金額の目安は、「貸与奨学金案内」を参照してください。

⇒ 最高月額を選択した人は、以下の質問に答えてください。

貸与月額〇〇円は一定の条件を満たした場合のみ貸与を受けられる月額です。

条件を満たさなかった場合に希望する月額を選択してください。

▼

春の定期採用で採用されると、第一種奨学金の貸与始期は2021年4月となります（入学年度によりません）。

自宅外通学の場合でも、自宅月額を選択することができます（入学年度によりません）。

最高月額が認められなかった場合に希望する月額を上表の最高月額以外の月額から選択してください。

G-あなたの履歴情報

本科の学生→中学校卒業
専攻科の学生→本科卒業

1. あなたの最終学歴を記入してください。

1. 西暦（半角数字4桁）年月月 卒業または退学

直近に卒業又は退学した学校の年月及び学校を選択してください。

2. あなたは国内の高等学校（本科）を卒業しましたか。

※ここでいう「高等学校」には、国内の中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、**高等専門学校（第1学年から第3学年まで）**又は専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を含みます（インターナショナルスクールや在外教育施設等を含みません）。

※現在、高等専門学校の第1学年から第3学年まで在学中の場合は入力不要です。

「はい」と答えた人にお聞きます。
あなたがはじめて**国内の高等学校を卒業した年月**を記入してください。

3年生を修了 西暦（半角数字4桁）年 3月

高等学校卒業後に専修学校高等課程などに進学・卒業した場合、「あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月」は専修学校高等課程ではなく高等学校の卒業年月を入力してください。

「いいえ」と答えた人にお聞きます。
あなたが現在通っている学校への入学前の履歴は次のうちどちらになりますか。

- 高等学校卒業程度認定試験合格者
- その他（インターナショナルスクール、在外教育施設等）

「高等学校卒業程度認定試験合格者」と答えた人にお聞きます。
あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。
西暦（半角数字4桁）年月

「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」とは、下記のような場合が該当します。
(例)
・16歳になる年度：2012年度
・16歳になる年度から5年経過
⇒2017年4月1日以降
・2017年度、2018年度に高等学校卒業程度認定試験受験（不合格）
・2019年度に高等学校卒業程度認定試験受験（合格）
※上記の例では、2017年度又は2018年度に受験していない場合、「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」に該当しないため、申し込むことができません。

あなたは、高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）から高等学校卒業程度認定試験合格者となった年度まで5年を経過していますが、5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していましたか。

はい いいえ

「その他」と答えた人にお聞きます。
あなたが卒業又は修了した「その他」の学校名（正式名称）とその学校を卒業又は修了した年月を記入してください。
西暦（半角数字4桁）年月

3. あなたはこれまでに、日本学生支援機構の給付奨学金（原則、返還不要）を受けていますか。（現在支給が終了しているものを含む）

はい いいえ

あなたはこれまでに、日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種・第二種）（原則、要返還）を受けていますか（現在貸与が終了しているものを含む）。

はい いいえ

上のいずれかの設問で「はい」を選択した人は、その奨学生番号を記入してください。

※第一種奨学金を利用している人が給付奨学金を受給する場合は貸与額が調整されます。
※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押して、すべての奨学生番号を記入してください。
※奨学生番号の入力を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

C-奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の給付奨学金又は貸与奨学金を受けている、あるいは受けたことがある場合は、設問にて「はい」を選択のうえ、その奨学生番号を全て入力してください。**C-奨学金申込情報**で入力した奨学生番号以外に奨学金を受けたことがない場合は、設問で「いいえ」を選択してください。
なお、採用取消となったものは入力しないでください。
高校在学中に、都道府県等（日本学生支援機構及び日本育英会以外）から奨学金の貸与を受けていた人は、「いいえ」を選んでください。
高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は、平成17年度入学者より、日本学生支援機構から各都道府県に移管されました。

半角数字	奨学生番号	1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加
例	奨学生番号	1	610	04	999999	999999	削除	追加
	奨学生番号	2	617	08	999999	999999	削除	追加
	奨学生番号	3	808	01	999999	999999	削除	追加
	奨学生番号	4	813	02	999999	999999	削除	追加
	奨学生番号	5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加

奨学生番号が複数ある場合は「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を入力してください。入力を取り消す場合は「削除」ボタンを押してください。

※第二種奨学金の貸与について確認してください。

あなたは、これまでに同一の学校区分で2回以上、第二種奨学金の貸与を受けています。日本学生支援機構の規程により、これ以上第二種奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。
 確認しました

同一の学校区分（大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等）で2回以上第二種奨学金の貸与を受けている人に表示されます。

H-保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

給付奨学金のみ希望する人は、入力の必要はありません。

併願又は併用で申し込み（2/8画面**C-奨学金申込情報**にて、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)を選択した場合）、かつ2/8画面**F-奨学金貸与額情報**にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります（「人的保証」のボタンは押せません）。また、第二種奨学金の保証制度はこの画面で選択します。

希望する保証制度を選択してください。なお、今回第一種奨学金の貸与を希望し、かつ2/8画面**F-奨学金貸与額情報**にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります（「人的保証」のボタンは押せません）。「貸与奨学金案内」も参照してください。

H-保証制度

1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証（ボタンが押せません）
- (2) 機関保証

所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」になります。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

1-貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人等情報

1. あなた自身について入力してください。

- (1) あなたのお名前は△△ ○○さんですね。 ←
- (2) あなたの性別を選択してください。(任意) (2)
- (3) あなたの生年月日は××年△△月○○日ですね。 (3) 成年判定 ←
- (4) あなたの現住所を記入してください。

※申込者本人のマイナンバーを申込時に提出できない場合は、住民票住所を入力してください。

(4) (郵便番号) (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

(5) あなたの電話番号を記入してください。

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(5) (半角数字) - -

携帯電話の電話番号を記入してください。(携帯) (半角数字) - -

B-誓約欄で入力した姓名が表示されます。

B-誓約欄で入力した生年月日により判定されます。

・あなたのマイナンバーを申込時に提出できない場合は、**住民票住所**の入力が必要です。
 ・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。
 ※下記の「住所の入力例」参照
 ・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらも入力してください。

住所の入力例

(郵便番号) - ←押下

注意!
表示された住所一覧の中から、正しい住所を選択してください。

- 住所1(自動入力) 東京都 新宿区 市谷本村町 1丁目
東京都 新宿区 市谷本村町 2丁目 ←
東京都 新宿区 市谷本村町 3丁目

住所2(番地以降)

注意!
 ※番地以降を全て全角で入力してください(英数字やハイフン、スペースを含む)。入力漏れがあると次の画面に進めません。
 ※番地以降のない住所は、住所2欄に全角で「. (ピリオド)」を入力してください。
 ※住所2欄には、住所1欄の表示部分を入力しないでください。
 上記例の場合、住所1欄で「1丁目」を選択し、住所2欄に誤って「1丁目99-9…」と入力した場合、届出内容は「1丁目1丁目99-9 ……」となります。

【住所について】
 ※印鑑登録証明書の住所と「番地」、「- (ハイフン)」などの表記も含め、完全に一致させてください。

重要
 英数字やハイフン、スペースの「全角・半角」に誤りがあると進めません。

※「C-奨学金申込情報」及び「H-保証制度」での選択によって、10・11ページの記入する場所が変わります。

- 給付奨学金のみ希望した人 → 11ページの「4.親権者(未成年後見人)について」以降を記入してください。
- 貸与奨学金の「人的保証」を選択した人 → 下記の「連帯保証人・保証人について」を読んだうえで、10ページの「2.連帯保証人と保証人について」を記入してください。
- 貸与奨学金の「機関保証」を選択した人 → 11ページの「3.本人以外の連絡先について」を記入してください。

連帯保証人・保証人について

H-保証制度で「人的保証」を選択した人は、連帯保証人及び保証人を1人ずつ(合計2人)入力する必要があります。

連帯保証人は、奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負います。

保証人には、申し出により認められる「分別の利益」等の権利があります(連帯保証人にはありません)。

詳しくは、「貸与奨学金案内」を参照してください。

また、選任した連帯保証人・保証人が機構の定める条件を満たすかどうかチェックしてください。選任条件を全て満たし、かつ必要書類を提出できる場合は、連帯保証人・保証人として選任できますので、10ページの(1)、(2)を記入してください。

もし、1つでも選任条件を満たさない、又は必要書類を提出できない場合は、連帯保証人・保証人として選任できません。あらかじめ条件に合致する別の人を選任しなおしてください。条件に合致する人を選任できない場合は、H-保証制度で「機関保証」を選択し、保証制度を変更してください。

採用時に提出しなければならない書類(返還誓約書)には、スカラネットを入力した連帯保証人及び保証人が自署・押印(実印)し、印鑑登録証明書等を添付しなければなりません。スカラネット入力前に、連帯保証人・保証人として予定している人に役割、自署・押印、提出書類について説明し、奨学金の返還について引き受けることの承諾を得ておいてください。

2. 連帯保証人と保証人について

あなたは保証制度画面で「人的保証」を選択しています。連帯保証人及び保証人について入力してください。

(1) 連帯保証人について入力してください。

- ・(あなた(申込者)が未成年の場合) 連帯保証人には親権者(未成年後見人)を選任してください。
- ・(あなた(申込者)が成年の場合) 原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等に入力してください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理(破産等)中の人を連帯保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) (和暦)(半角数字) 年 月 日生

(c) あなたとの関係 (c)

未成年後見人の場合は、その続柄

(d) その住所

・連帯保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) (郵便番号)(半角数字) -

住所1(自動入力)

住所2(番地以降)(全角文字)

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(e) (半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (携帯)(半角数字) --

(f) その勤務先 (f) (全角文字)

勤務先電話番号 (半角数字) --

※連帯保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

(2) 保証人について入力してください。

- ・原則として、4親等以内の成年親族のうち、あなた及び連帯保証人と別生計の65歳未満の人を選んでください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理(破産等)中の人を保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) (和暦)(半角数字) 年 月 日生

(c) あなたとの続柄 (c)

(d) その住所

・保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) (郵便番号)(半角数字) -

住所1(自動入力)

住所2(番地以降)(全角文字)

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(e) (半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (携帯)(半角数字) --

(f) その勤務先 (f) (全角文字)

勤務先電話番号 (半角数字) --

※保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

(g) 連帯保証人と保証人は別生計ですね。 (g) はい いいえ

※連帯保証人、保証人に相応しい人物かどうか、入力情報を元に判定を行います。年齢による判定では、各人物の誓約日(B-誓約欄で入力した年月日)時点での年齢を元に判定を行います。

H-保証制度にて「人的保証」を選択した場合に表示されます。

連帯保証人・保証人の選任条件は必ず「貸与奨学金案内」を確認してください。

【住所について】
 ※印鑑登録証明書の住所と「番地」、「ー(ハイフン)」などの表記も含め、完全に一致させてください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。
 ※9ページの「住所の入力例」参照
 ・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には入力せず、こちらにチェックを入力してください。

あなたからみた続柄です。
 (例) おじ、おば
 ※以下の場合、「その他(知人等)」と記入(選択)してください。
 ・離婚により親権を失った父母
 ・養子縁組により親権を失った本人の実父母
 ・配偶者の父母
 (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を選択しないでください。)

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。
 ※9ページの「住所の入力例」参照
 ・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には入力せず、こちらにチェックを入力してください。

未成年の人は、11ページ「4. 親権者(未成年後見人)について」も記入してください。

【住所について】※印鑑登録証明書の住所と「番地」、「—（ハイフン）」などの表記も含め、完全に一致させてください。

3. 本人以外の連絡先について

あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。あなた以外の連絡先について入力してください。

(1) その氏名

姓 名

(1) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(2) その生年月日 (2) (和暦) (半角数字) 年 月 日生

(3) あなたとの続柄 (3) ▼

(4) その住所 (4) (郵便番号) (半角数字) 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(5) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(5) (半角数字)

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字)

H-保証制度にて「機関保証」を選択した場合に表示されます。

機関保証を選択した人は、あなた（本人）以外の連絡先を入力する必要があります。あなたに送付する重要な書類が届かない場合等に、ここに入力した連絡先に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。

※注意！「本人以外の連絡先」を入力する前に、必ずその人の承諾を得てください。ここで入力した「本人以外の連絡先」は採用されると返還誓約書に印字されます。万一、返還誓約書に自署してもらえないと不備となり奨学生の資格を失うこととなります。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照
・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

未成年の人は、下記「4.親権者（未成年後見人）について」も記入してください。

4. 親権者（未成年後見人）について

あなたは誓約日（B-誓約欄で入力した年月日）時点で成年に達していません。未成年の場合、親権者（未成年後見人）情報を入力してください。

※親権者とは原則父母です。

(1) 親権者（未成年後見人）1について

・連帯保証人と親権者（未成年後見人）1が同一である必要があります。

・親権者（未成年後見人）1には連帯保証人欄の入力内容が自動で登録されます。

(a) その氏名

姓 名

(a) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(b) あなたとの関係 (b) ▼

未成年後見人の場合は、その続柄 ▼

(c) その住所 (c) (郵便番号) (半角数字) 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(d) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(d) (半角数字)

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字)

(2) 親権者2について入力してください。親権者が1名の場合は(3)に進んでください。

(a) その氏名

姓 名

(a) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(b) あなたとの続柄 (b) ▼

(c) その住所 (c) (郵便番号) (半角数字) 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(d) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(d) (半角数字)

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字)

(3) 親権者（未成年後見人）は1名のみで間違い不是吗。

※親権者とは、原則父母です。

(3) はい いいえ

未成年と判定された場合表示されます。

あなたが成年にも関わらず4が表示される場合や未成年にも関わらず4が表示されない場合

1/8画面B-誓約欄で生年月日の入力の間違っている可能性があります。この場合、M-奨学金振込口座情報の次に表示される「奨学金申込情報一覧」で、入力内容を修正してください。

※親権者とは、民法に定められた親権者のことで、あなたが未成年の場合は、原則父母の事です。未成年後見人とは、親権者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないときに、法定代理人となる人のことです。父母がいない場合は、「給付奨学金確認書」の親権者欄に署名した人の情報を入力してください。親権者についてわからないことがあれば在学確認してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照
・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

「親権者2」が未入力状態で「いいえ」を選択すると入力を進めることができません。親権者が2人いる場合は、親権者1、親権者2の情報を確認・入力し直してください。

18歳時点であてはまり「はい」を選択する人は、施設に入所していた、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。

(証明書類の例)
施設等在籍証明書（施設長発行）、児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）、措置解除決定通知書（児童相談所発行）等
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

申込者と生計が同一である全員が該当します（同居別居を問いません）。独立して別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含めません。また、「J-あなたの家族情報」の1.で「はい」を選択した場合は自動的に1名と表示されます。

6/8

J-あなたの家族情報

1. あなたは社会的養護を必要とする人ですか。 はい いいえ

「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

児童養護施設入所者等 児童自立支援施設入所者等

児童心理治療施設入所者等 自立援助ホーム入所者等

里親に養育されている（いた）人 ファミリーホームで養育されている（いた）人

2. あなたの家族の人数

(1) 家族全員（あなたを含む）の人数を選択してください。 (1) 人

3. 生計維持者（原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）について記入してください。

1で「はい」と回答した人については、生計維持者について一部自動表示されます。

※父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母ともに生計維持者として入力が必要です（離婚等により完全に別生計の人を除く）。

(1) あなたの生計維持者の人数を選択してください。 (1) 人

(2) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）

(a) あなたとの続柄 (a)

(b) その氏名 姓 名

(b) 漢字（全角漢字）

カナ（全角カナ）

(c) その住所 (c) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索

住所 1（自動入力）

住所 2（番地以降）(全角文字)

(d) その生年月日 (d) (和暦) (半角数字) 年 月 日生

(e) 生計維持者①のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。

(注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。

提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

- 準備できている
- これから準備する
- その他

(f) 所得（申込時点の状況）について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※金額は万円単位で入力してください。（例：1,000,000円⇒100万円）

1. 給与所得 年額 万円

2. 商店・農業工業、個人経営

3. 失業手当 年額 万円

4. 生活保護費

※生活保護費はマイナンバーより情報収集しますので金額の入力は不要です。該当する場合は☑のみを入力してください。

5. 傷病手当金 年額 万円

6. 年金 年額 万円

7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 年額 万円

8. 祖父母等からの援助や養育費等 年額 万円

9. その他 年額 万円

10. 2019年1月1日以前から無職

※無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

2019年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）
※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
就職・転職・退職・開業・廃業後の年収（見込み）はいくらですか
（給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です）。

・給与所得者 給与支払金額合計 年額 万円

・給与所得以外（商店・農業工業、個人経営） 所得金額合計 年額 万円

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額（見込み）を入力してください。

※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0万円と入力してください。

※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額（見込み）を入力してください（マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要です）。

※2019年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額（見込み）を入力してください。

※生計維持者については、必ず「給付奨学金案内」12ページを確認してください。

生計維持者とは、あなたの生計を維持する人という意味であり、原則父母（父母もいる場合2人とも）としています。無収入の場合でも、生計維持者として入力する必要があります。入力漏れがないか確認してください。

生計維持者は最大2人です。

生計維持者①の入力は必須です。ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。その際は、養子縁組の有無に関らず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「貸与奨学金案内」を確認し、該当するものを全て選択してください（年額の入力は1万円未満切り捨て）。
※設問（f）は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

「1.」と「2.」の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。
ただし、貸与奨学金を希望する人で生計維持者の勤務先が2019年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、下の設問（「10.」の下）の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を必ず選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

「7.」に年額を入力する場合、「13」ページ（3）の生計維持者②にも同じ収入を入力しないように注意してください（二重計上されてしまいます）。

「10.」にチェックを入れることができるのは、2019年1月1日以前から無職かつ申込日時時点で「3.」～「9.」全てに該当しない場合のみです。他に収入が存在する場合は、該当の箇所チェックを入れ、「10.」にはチェックを入れなさい（「1.」～「9.」のいずれかと「10.」の両方にチェックを入れると先に進めません）。
また、2019年1月2日以降に退職・廃業している場合は、「10.」にチェックを入れず上の「1.」又は「2.」を選択したうえで下の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額入力してください（複数の勤務先・事業形態をのうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです）。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者の勤務先が、2019年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2019年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

海外勤務等により2020年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合が該当します（秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2021年1月1日に住民票（住民登録）がない場合となります）。

※（第二種を希望の方のみ）収入に関する証明書類を提出が必要かどうか、貸与奨学金案内をご確認ください。

(g) 生計維持者①は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
 はい いいえ

(h) 生計維持者①は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
 はい いいえ

(3) 生計維持者②（父、母など）

(a) あなたとの続柄 (a)

(b) その氏名 姓 名
 (b) 漢字（全角漢字）
 カナ（全角カナ）

(c) その住所 (c)（郵便番号）（半角数字） - 住所検索
 住所 1（自動入力）
 住所 2（番地以降）（全角文字）

(d) その生年月日 (d)（和暦）（半角数字） 年 月 日生

(e) 生計維持者②のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。
 (注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。
 準備できている
 これから準備する
 その他

(f) 所得（申込時点の状況）について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
 ※金額は万円単位で入力してください。（例：1,000,000円⇒100万円）

1. 給与所得
 2. 商店・農業工業、個人経営
 3. 失業手当 年額 万円
 4. 生活保護費

※生活保護費はマイナンバーより情報収集しますので金額の入力は不要です。該当する場合はのみを入力してください。

5. 傷病手当金 年額 万円
 6. 年金 年額 万円
 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 年額 万円
 8. 祖父母等からの援助や養育費等 年額 万円
 9. その他 年額 万円
 10. 2019年1月1日以前から無職

※無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。
 2019年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）
 ※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。
 2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
 就職・転職・退職・開業・廃業後の年収（見込み）はいくらですか。
 （給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です。）

・給与所得者 給与支払金額合計 年額 万円
 ・給与所得以外（商店・農業工業、個人経営） 所得金額合計 年額 万円

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額（見込み）を入力してください。
 ※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0万円と入力してください。
 ※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額（見込み）を入力してください（マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要です）。
 ※2019年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額（見込み）を入力してください。

(g) 生計維持者②は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
 はい いいえ

(h) 生計維持者②は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
 はい いいえ

秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2020年を2021年に読み替えてください。

父母のうち [2] ページ (2) 生計維持者①に入力した人ではない人を、必ず入力してください。定期採用の申込者は、ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。
 ※一人親の場合は (3) の入力は不要です。
 ※父母ともいない場合で代わって生計を維持している人がいるときは、主に生計を維持している人を [2] ページ (2) に入力してください。(3) の入力は不要です。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。
 その際は、養子縁組の有無に関らず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「貸与奨学金案内」を確認し、該当するものを全て選択してください（年額の入力は1万円未満切り捨て）。
 ※設問 (f) は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

「1.」と「2.」の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。
 ただし、貸与奨学金を希望する人で生計維持者の勤務先が2019年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、下の設問（「10.」の下）の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を必ず選択してください。
 ※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

「7.」に年額を入力する場合、[2] ページ (2) の生計維持者①にも同じ収入を入力しないように注意してください（二重計上されてしまいます）。

「10.」にチェックを入れることができるのは、2019年1月1日以前から無職かつ申込日時時点で「3.」～「9.」全てに該当しない場合のみです。他に収入が存在する場合は、該当の箇所にチェックを入れ、「10.」にはチェックを入れないでください（「1.」～「9.」のいずれかと「10.」の両方にチェックを入れると先に進めません）。
 また、2019年1月2日以降に退職・廃業している場合は、「10.」にチェックを入れず上の「1.」又は「2.」を選択しうえ下の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額を入力してください（複数の勤務先・事業形態のうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです）。
 ※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者の勤務先が、2019年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2019年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。
 ※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

海外勤務等により2020年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合が該当します（秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2021年1月1日に住民票（住民登録）がない場合となります）。

秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2020年を2021年に読み替えてください。

給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

4. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）。

はい いいえ

「いいえ」を選択した場合は家計基準を満たしていないため採用されません。なお、資産に関する証明書類の提出は不要です。

5. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ記入してください。（1万円未満切り捨て）

（半角数字）

あなた 万円
 生計維持者① 万円
 生計維持者② 万円
 合計 万円

生計維持者①の続柄が「申込者本人」である場合は、当該欄の生計維持者①及び②は非活性となります。

◆ 一人親家庭

6. 父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 父又は母と死別した。
- 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
 ※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
- 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合にのみ表示されます。「離婚等」については、単なる不仲による別居は認められません。また、「その他」に入力する場合はできるだけ具体的に入力してください。

◆ 父母以外

7. 生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

- 両親（父母）と死別した。
- 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、父母以外の人を生計維持者としている場合にのみ表示されます。父母以外の人を生計維持者にした理由として、父母と単に不仲であることは認められません。

該当する選択肢が2つ以上あれば全て選択してください。
 なお、ここでの「生計維持者が父母以外」（1名）となるケースは以下のような場合です。
 ・両親（父母）と死別し、おじ夫婦と生活している
 ※おじ夫婦のうち、あなたの生計を主に維持している方（1名）が「生計維持者」となります。
 ・両親（父母）が生死不明のため、未成年後見人（祖父）と生活している。

◆ <共通>一人親家庭・父母以外

必要に応じて、上記の事実関係を確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

はい いいえ

J-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合、または父母以外の人を生計維持者としている場合にのみ表示されます。生計維持者の考え方については、「給付奨学金案内」12ページ、及びJASSOホームページに掲載している「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を併せて確認してください。

JASSO 生計維持者

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合【共通】	・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

◆ 申込者本人

8. 生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
- わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、あなた自身を生計維持者（独立生計者）としている場合にのみ表示されます。あなた自身を生計維持者にした理由として、父母と不仲であることは認められません。また、あなたの収入及び奨学金等だけで生活しているという状況であったとしても、父母がいる場合は、原則父母が生計維持者となります。

申告いただいた内容について、後日確認させていただく場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

はい いいえ

注意！口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。

奨学金を継続して受けるためには、スカラネット・パーソナルへの登録が必須であり、登録には、振込口座情報が必要です。通帳などのコピーを本紙に貼付しておくことをお勧めします。

チェック 奨学金を受け取れる口座は、下記6点の確認が必要です！	
①□	あなた本人の預・貯金口座ですか（あなた本人以外の口座は使用できません）。
②□	銀行等の普通預金または、ゆうちょ銀行の通常貯金口座ですか。
③□	誓約欄のカナ氏名と通帳などの口座名義人（カナ）が同じですか。
④□	金融機関名および口座番号と支店名（ゆうちょ銀行以外の場合）、または記号と番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいですか。※1
⑤□	この通帳は、1年以内に記帳できましたか。（＝休眠口座になっていない）
⑥□	信託銀行、農協、外資系銀行、新生銀行、あおぞら銀行、ネットバンク、コンビニ銀行等は、振込みできません。※2

※1 3か月以内に新設の支店は選択できない場合があります。
 ※2 一部の信用組合は、振込みできません。

8/8

M-奨学金振込口座情報

1. 奨学金を振り込む金融機関を選択してください。 1. 銀行等 ゆうちょ銀行

【銀行等を選択した場合】

金融機関名および支店名を選択してください。

(1) 金融機関名の読みの先頭1文字を選択してください。 (1)

1 (2) 金融機関名を選択してください。 (2)

(3) 支店名の読みの先頭1文字を選択してください。 (3)

2 (4) 支店名を選択してください。 (4)

2. 預金通帳等で確認後、口座番号を入力してください。

3 2. 普通（総合）口座

確認のため、再度口座番号を入力してください。 確認用

3. 口座名義人を入力してください。

(口座名義人は本人に限ります)

4 姓 名

3. 口座名義人（全角カナ）

【ゆうちょ銀行を選択した場合】

2. 貯金通帳等で確認後、口座の記号-番号を入力してください。

1 記号 番号

2. 記号-番号

確認のため、再度口座の記号-番号を入力してください。

確認用 記号 番号

3. 口座名義人を入力してください。

(口座名義人は本人に限ります)

3 姓 名

3. 口座名義人（全角カナ）

口座名義人欄の入力について（B-誓約欄で入力したあなた本人のカナ氏名と同一である必要があります）※姓と名でそれぞれ15文字まで入力できます。※姓が15文字以上ある人は、15文字まで姓に直し、16文字以降は名に直ししてください。※ミドルネームがある人は、名の欄に「ミドルネーム」と「名前」をスペースなしで入力してください。

「記号」と「番号」の間に数字がある場合は、その数字は入力しないでください。※番号が8桁に満たない場合は、そのままの桁数で入力してください。

4 普通預金 銀行等

キョウロウ

お振付の通帳目録表は次のとおりです。

金額	変更後金額	店名	口座番号
円	円	株式会社××銀行	××××××××

株式会社××銀行 1
 口座店 ××支店 2

TEL ×××(×××)××××

ご預金窓口のご紹介先 ××××××××

お振込入金 ×××(×××)××××

印紙税中台納付につき振付税額等承認済

1 2 ゆうちょ銀行

記号 番号

×××× ××××××××

おなまえ

キョウロウ 様

3

株式会社ゆうちょ銀行
 (金融機関コード:9900)

通帳作成地 東京都千代田区蔵前1-2-2
 株式会社ゆうちょ銀行

印紙税中台納付につき振付税額等承認済

この番号では振込みできません

この口座を他金融機関からの振込みの受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください
 【店名】一九八(読み イチキュウハチ)
 【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456

記入内容を点検しましょう！

- 氏名は本名（住民票に記載された氏名）で記入しましたか？
- 住所・電話番号をもれなく正確に記入しましたか？
- 収入・所得金額について、該当する欄に該当する数字を記入できていますか？
- 家族人数は、別生計の家族を除いた人数になっていますか？
- 口座番号を正確に記入しましたか？（誤りがあると振込みできません）



重要

入力完了後に表示される受付番号を
 下書き用紙の1ページ
 に記入してください。

貼り付け【通帳などの口座名義人及び口座情報が記載されている部分のコピー（A4サイズ）】

以前、給付型奨学金の申込みをしたものの、家計基準を理由に不採用だった方へ

まだ、給付型奨学金をあきらめないで！

文科省 在学採用パンフレット



以前、給付型奨学金の申込みをして、家計基準を理由に不採用となりました。もう、給付型奨学金は利用できないのでしょうか？

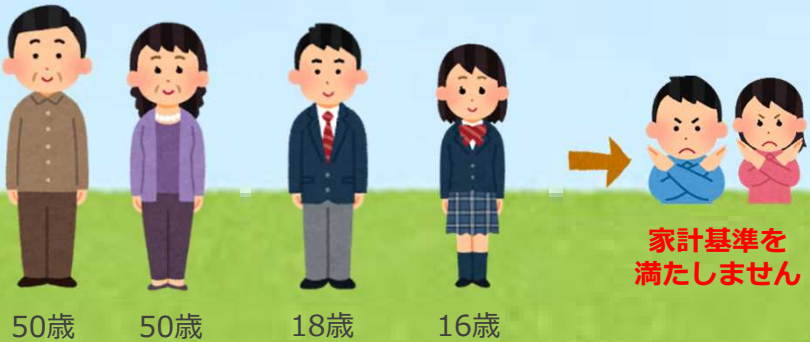
過去に不採用になっても、その後の在学採用に再度申し込むことができます。審査に用いる住民税の情報は毎年夏に更新されるため、次に申し込めば採用される可能性があります。



【申込みのタイミングで審査結果が変わる例】

2020年の予約採用に申し込んだとき

2019年中の世帯収入
400万円



住民税情報更新

2021年秋の在学採用に申し込んだとき

2020年中の世帯収入
370万円



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。上記の例では、世帯収入が減少したことや、年齢の変化に伴う扶養控除の変化により課税標準額が少なくなったために家計基準を満たすことになりました。なお、学業成績等、家計以外の基準により採用されない場合もあります。

住民税の情報に変化がない場合でも、最近になって家計が急変した事由があれば、別途、緊急採用枠で随時申し込むこともできます。



高等教育修学支援新制度

家計基準を満たすかは、「進学資金シミュレーター」でチェック！